

国指定天然記念物
多度のイヌナシ自生地保護計画



平成 29（2017）年 3 月

桑 名 市

刊行のことば

平成 22 年 8 月に国の天然記念物に指定された「多度のイヌナシ自生地」は、平成 16 年度から市民の皆様とともに保全活動に取り組んで来た場所です。今回、県指定の段階で策定した保護計画を、平成 25 年度から行った総合環境調査の成果を盛り込んだ形で改訂するものであります。

これまでの保全活動により、イヌナシの生育条件が改善され、多数の実生が確認されるようになりましたが、成木への成長までには至っていません。今後は、本計画をもとにイヌナシの天然更新の実現に向けて、努力していきたいと考えております。そして本計画が、多度だけではないイヌナシ（マメナシ）全体の保護に役立つことを願っています。

結びになりますが、本書の作成にご尽力いただいた委員会の先生方をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月 31 日

桑名市長 伊藤徳宇

例言

1. 本計画は、桑名市教育委員会が平成 20 年度に「三重県指定天然記念物 多度のイヌナシ自生地保護計画」として作成したものを引き継ぎ、平成 25～27 年度にかけて文化庁・三重県の天然記念物緊急調査事業として補助を受け実施した、「多度のイヌナシ自生地の現況に関する総合調査」の成果を踏まえ、平成 28 年度にあらためて追加調査を行った項目も含めてまとめたものである。
2. 本事業は平成 28 年度の「史跡等保存活用計画策定」事業として、文化庁及び三重県教育委員会の補助金を受けて実施した。
3. 本計画策定にあたっては、下記の方々にご指導・ご助言を受けた（敬称略）。

イヌナシ自生地保護活動委員会

委員長 葛山博次（三重県生物多様性保全アドバイザー）
委員 川添 護（桑名市文化財保護審議会委員）
委員 向井 譲（岐阜大学応用生物科学部教授）
委員 水谷雅恒（NPO 法人 多度自然育成の会）
委員 加納昭夫（イヌナシ自生地地権者）
委員 山家和義（森林インストラクター）

オブザーバー 田中厚志（文化庁文化財部記念物課）
藤原良幸（三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課）
樋口大輔（三重県農林水産部みどり共生推進課）

その他、森勇一（桑名市文化財保護審議会委員）・愛知守山自然の会からも助言を受けた。

4. イヌナシ自生地保護活動委員会は下記のとおり開催し、保護計画策定を進めた。

第 1 回 平成 28 年 9 月 2 日 場所：多度町総合支所

第 2 回 平成 29 年 1 月 26 日 場所：多度町総合支所

5. 本計画の編集は、桑名市総務部文化課の指導の下、株式会社地域環境計画が行った。

目 次

刊行のことば

例 言

1. イヌナシの概要	1
(1) イヌナシの呼称について.....	1
(2) イヌナシの形態・特性.....	1
(3) イヌナシの生態・分布.....	2
(4) 多度のイヌナシ自生地.....	3
(5) 三重県指定天然記念物への指定.....	4
(6) マメナシとして三重県指定希少野生動植物種への指定.....	4
(7) 国指定天然記念物への指定.....	4
(8) 国指定天然記念物「多度のイヌナシ自生地」の現況に関する総合調査報告書の概要.....	5
(9) 多度のイヌナシ自生地保護計画改訂にともなう追加調査の概要.....	8
2. 保全活動の経緯と保護計画策定の目的	9
(1) イヌナシ自生地保全活動の経緯.....	9
(2) 保護計画策定の目的.....	10
3. イヌナシの保護	11
(1) 保護の目標.....	11
(2) 保護の基本的な考え方.....	11
(3) 法令上の規制.....	11
① 国指定天然記念物（昭和 25（1950）年・文化財保護法）.....	11
② 三重県指定希少野生動植物種（平成 16（2004）年・三重県自然環境保全条例）... ..	12
③ 水郷県立自然公園（三重県立自然公園条例）.....	12
④ その他.....	12
(4) 保護活動の体制.....	12
(5) ゾーニング.....	12
① イヌナシ区域.....	13
② 低湿地区域.....	13
③ 周辺林区域.....	13
(6) 保護の方法.....	14

① 群落の現状を把握するための調査.....	14
② 保護活動委員会	14
③ 保全遺伝学的調査	14
④ 日常管理の考え方.....	14
⑤ 成木の保護	15
⑥ 加害昆虫について	15
⑦ 次世代後継樹の育成	15
⑧ 法的行為規制における行政機関の連携.....	16
⑨ 伊勢湾周辺地域におけるイヌナシ保護の連携.....	16
(7) 保護計画の見直し.....	16
4. 保全活動と活用.....	18
(1) 参加者の募集.....	18
(2) 伐採対象木及び倒木や落枝、腐木除去範囲の選定	18
(3) 作業の方法.....	19
(4) イヌナシの活用	19
(5) 市民への普及啓発.....	20
5. 現状変更等の取扱方針及び基準.....	20
(1) 現状変更.....	20
(2) 許可又は同意を要しない現状変更.....	21
6. 自然公園条例における行為規制	22
7. イヌナシ自生地保護の課題.....	24
参考文献.....	24
—資料編—.....	26
資料① 多度のイヌナシ自生地地形測量図.....	26
資料② 国指定天然記念物現状変更許可申請の様式	27
資料③ 国指定天然記念物現状変更完了報告の様式	28
資料④ 特別地域内木竹伐採許可申請書の様式	29
資料⑤ 特別地域内木竹伐採許可申請 行為等完了報告書の様式.....	30
資料⑥ 法令.....	31

1. イヌナシの概要

(1) イヌナシの呼称について

イヌナシは明治 35(1902)年に三重県四日市市東阿倉川で植松栄次郎らにより発見された。その後、明治 41(1908)年に牧野富太郎が同地で採集した標本に基づいて学名を *Pyrus dimorphophylla* Makino、和名「マメナシ」・地方名「イヌナシ」として学会に発表した(牧野 1908、矢頭 1969、池谷 2003A、葛山 2004)。このため、同一の植物種で「イヌナシ」と「マメナシ」の2つの呼び名がある。

松村任三(1912)・小泉源一(1913)らの研究により、中国大陆にあるイヌナシと比較して「葉の基部がやや心形、もしくは円形で広く楔形にならないこと、がく裂片は通常鈍頭であることから、種の変種であるとされたため、*Pyrus calleryana* Decne. var. *dimorphophylla* (Makino) Koidz. (小泉 1913)と変更されたが、その後、中井猛之進(1914、1916)・Rehder(1915)らは、変種ではなく同一種であるとしたことから、*Pyrus calleryana* Decne.とされている。

本計画では三重県の文化財指定された当時の名称に従いイヌナシを使用する。なお、「イヌナシ」の呼称は名古屋市内でも使われていたことが聞き取り調査で確認された。

(2) イヌナシの形態・特性

イヌナシは、バラ科の落葉高木で、幹の高さは8~10m、樹皮は灰紫黒色、縦に割れ目が入り、ときに落片となつてはげ落ちる。

若枝は紫黒色。葉は互生で卵円形から広卵円形、長楕円形で、長さ4~9cm、幅3~6cm、葉先は鋭頭から鋭尖頭、基部は切形または円形、細鈍鋸歯縁、はじめ白軟毛があるが後に無毛。葉柄は2~4cm、托葉は線形で3.5~5mmですぐに落ちる。

花は4月、白色5弁、がく裂片は5、葉と同時に開き、短枝の先に散形の総状花序1~2個つけ、1花序に6~8花つく、花柄は長さ2~2.5cm、がくと共に広三角形、鈍頭、全縁、内面に密毛がある。おしべは約20本、めしべにあたる花柱は2~3本(離生)で基部無色、果実は球形、径1cm内外、褐色で小さく丸い皮目を密布する(北村他 1979、佐竹他 1982)。

遺伝構造を解析したところ、イヌナシは三重県と愛知県の2つの大きなグループに分けられ、さらに三重県のグループは4つのグループに細分され、多度個体群とそれ以外の地域の個体との間には遺伝的な違いがあることが明らかになった(今井他 2008、向井 2010、加藤他 2014)。ナシ属の栽培種などと同様にイヌナシは自家不和合であるため、孤立した個体群が将来にわたって維持・存続するためには、30個体程度以上の個体数が必要であると考えられる。イヌナシはハチ・ハナアブ類などが花粉を媒介する虫媒種であり、多度の自生地における調査では、2Km以上離れた個体との交雑が3~10%の頻度で生じていることが確認されている(今井 2009、牧村 2013)。多度の自生地以外の個体との交雑はイヌナシの遺伝的多様性の維持に繋がると思われる。一方、イヌナシは、イヌナシ以外のナシ属の野生種や栽培種とも交雑して雑種(アイナシ)を作るため、イヌナシの種特性の維持にはイヌナシ自生地を

中心に 4 km 地内に他のナシ属の花粉が受粉することがないよう、防御する必要がある。

(3) イヌナシの生態・分布

イヌナシは、国内では三重・愛知・岐阜の各県の主に、伊勢湾周辺地域、すなわち第三紀鮮新世及び第四紀更新世（洪積世）の地層から形成された丘陵・台地・段丘地帯の湧水に涵養された貧栄養の湿地を中心として分布する、東海丘陵要素と呼ばれる植物群の 1 つとみなされている（図 1）。

三重県では、桑名市多度町のイヌナシ自生地（国指定天然記念物：平成 22（2010）年 8 月 5 日指定）の個体群の他に、植栽されたと思われる個体が多度大社・大黒屋裏・肱江船着神社・多度青葉小学校に生育していたが、そのうち多度大社の個体は枯死した。自生の可能性のある小山地区の個体は土地区画整理事業の用地内あたることから、市内の運動公園に移植された（図 3）。四日市市東阿倉川の自生地は、イヌナシが最初に発見された生育地でもあり、国の天然記念物に指定されている（大正 11（1922）年 10 月 12 日）。阿倉川周辺には、自生・植栽を含め、単木が点在する。東員町・いなべ市・鈴鹿市・多気町の自生木は、いずれもそれぞれの市町の天然記念物に指定されている。さらに、津市・松阪市・伊勢市・鳥羽市などでも生育が確認されている

愛知県での主な分布は、愛知県指定天然記念物になっている小牧市大草マメナシ自生地や名古屋市守山区にある小幡緑地やその周辺の溜池で相当数の成木が自生している。また、単立巨木としては犬山市羽黒摺墨の民家に、株立巨木としては守山区御膳洞に生育する。

岐阜県では、海津市南濃町志津に 2 個体の成木の生育が確認されている。

それらをあわせた成木の個体数は約 450 本であるとされている（今井他 2008）。国外では、朝鮮・中国・ベトナム北部に分布する。

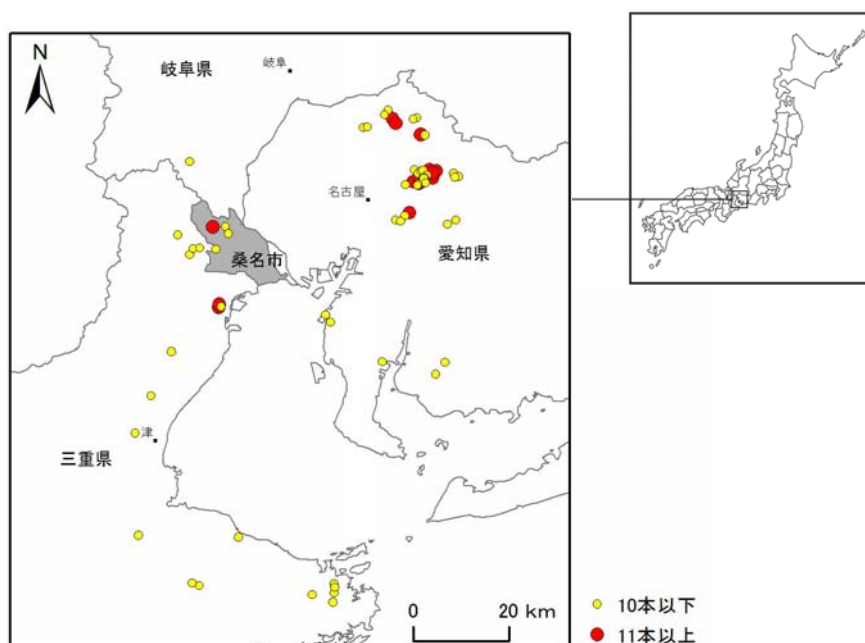


図 1 国内のイヌナシ分布図（岐阜大学・愛知守山自然の会からデータの提供を受けた）

(4) 多度のイヌナシ自生地

多度のイヌナシ自生地は、三重県桑名市多度町に所在する(図2)。多度川の中流に位置する多度峡の南側、ため池であるみどりヶ池の周辺に自生している(図3)。イヌナシは、みどりヶ池の西側の谷筋にそって生育しており、自生地の西側には水がしみ出し貧栄養湿地ができています。自生地の面積は3182.22㎡で、樹高1m以上の成木は44株(平成28年(2016)9月現在)を数える。

イヌナシ自生地としては、日本で最も大きな群落で、唯一残された天然更新の可能性のある自生地である(池谷 2003A) こと、また、多度のイヌナシ個体群の遺伝的構造はそれ以外の個体群とは異なるもの(向井 2009) でイヌナシの遺伝的多様性の保全上重要な個体群であることから、多度のイヌナシ自生地は、イヌナシの保護上極めて重要な自生地である。



図2 桑名市位置図

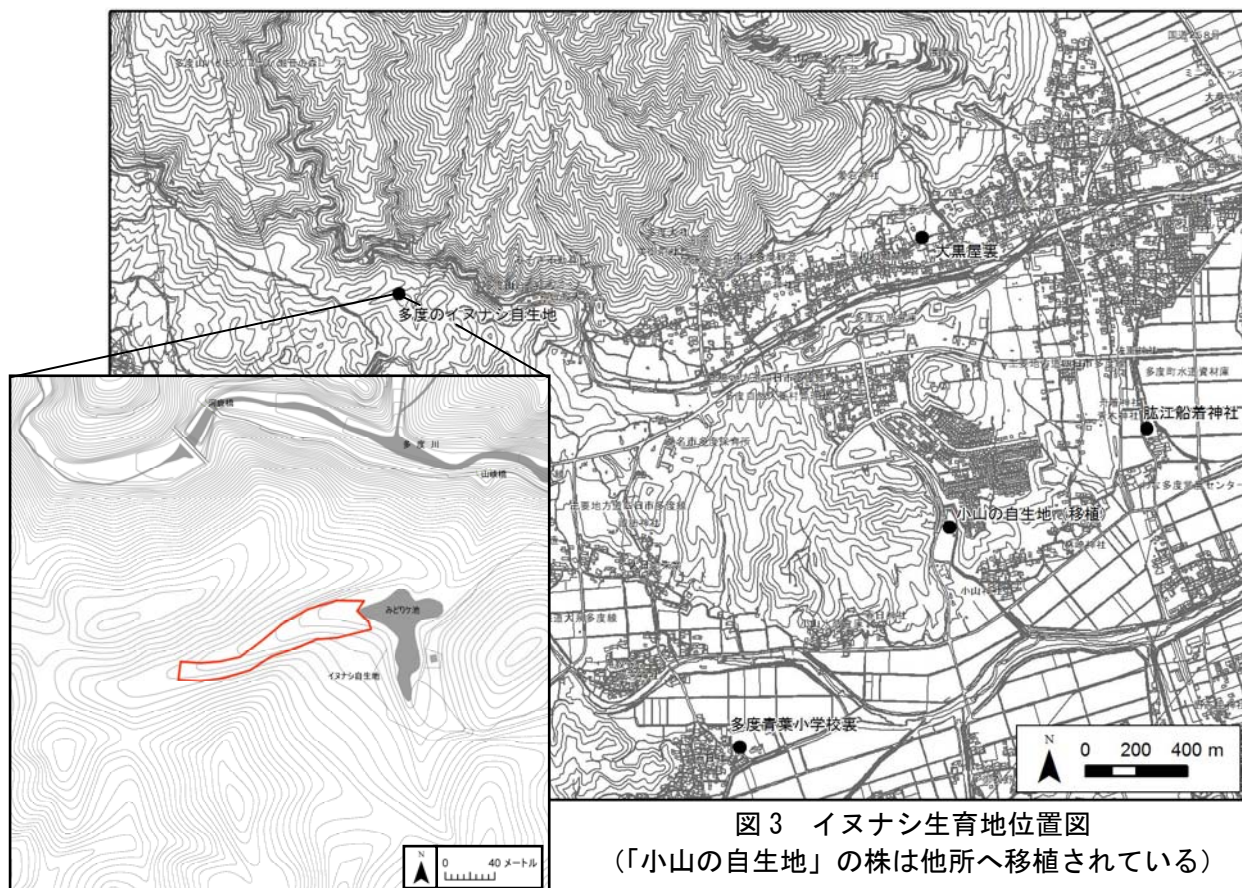


図3 イヌナシ生育地位置図
(「小山の自生地」の株は他所へ移植されている)

（５）三重県指定天然記念物への指定

昭和 31（1956）年 4 月 19 日に、服部哲太郎・矢頭献一（三重県文化財調査会委員）を調査員として三重県教育委員会の現地調査が行われている。この時の調査概要では、「いぬなしは、点在個所は約 30 ヶ所、株数として 100 株乃至 150 株、最も太い木は幹の直径約 4 寸 5 分、普通 2 寸乃至 3 寸 5 分、主として松林の下に生えているためか上に伸びず横拡がりのため開花している様は頗る景観である。ただ、最近名古屋方面の花弁販売業者がこの花に着目地元民の手を通じて毎年相当数が切り取られ販売されつつある。従って比較的通路に近い木は枝が総て切り取られ漸くにして幹だけが存在しているといった状態の木が多い。」（原文のまま引用）、そして、「いぬなしは全国的にも珍しいものであり、加えて本県において既に国の天然記念物として指定されている四日市市のいぬなしが老衰のため枯死一步前といった状態であるといった事情などを考えるとき、當然指定すべきものであると考えられる（指定調査書）。」（原文のまま引用）とされ、昭和 31（1956）年 12 月 5 日付けで（三重県教育委員会告示第 2 号）三重県の天然記念物に指定された。しかし、その後、池の東側部分でキャンプ場の開発が行われイヌナシを含む林の伐採が行われたため、昭和 32（1957）年 10 月 30 日付けで（三重県教育委員会告示第 70 号）、指定地の一部が指定解除となっている。

昭和 30 年頃の当該地は、薪炭林として利用されており、周囲にアカマツ林が広がり、谷筋はイヌナシの純林に近い状況であった。林床にはオオミズゴケ・イボミズゴケなどのミズゴケ類、ホシクサ・ヒロハイヌヒゲなどのホシクサ類などが生育していた（桑員植物目録 1950）。当時、イヌナシは水分含有量が多くトゲを有していることから薪としての利用価値が低く、選択的に伐採されなかったのではないかと意見もある。

（６）マメナシとして三重県指定希少野生動植物種への指定

「県内における生育地面積が 3 平方 km 以下、生育地が 3 地点であり、個体数の継続的な減少が予測されること（指定当時の知見）から」平成 16（2004）年 5 月 11 日付けで三重県指定希少野生動植物種に指定された（三重県指定希少野生動植物種マメナシ保護指針 2004）。なお、指定名称は「マメナシ」である。

（７）国指定天然記念物への指定

「多度のイヌナシ自生地」は文化財保護法第 109 条第 1 項の規定により、平成 22（2010）年 8 月 5 日付け文部科学省告示第 125 号で天然記念物に指定された。指定理由は以下のとおりである。

指定対象地域の周囲は里山の薪炭林として利用されてきた森林で、かつてはアカマツが優占する森林であった。しかし、マツ枯れ病の影響によりマツはほとんど枯死し、コナラなどの落葉広葉樹とタブノキなどの常緑広葉樹が林冠を形成している。近年はほとんど利用されず放置されてきたため、気候的な極相である常緑広葉樹の若木や低木類が繁茂している。谷部でも草本類が繁茂した状態で、イヌナシの成木は生育していたものの実生はほとんど見られない状況であった。そうした中、イヌナシは三重県指定希少野生動植物種に指定され、地域住民や NPO 法人、行政などが協働して保全活動を行うようになった。イヌナシの成木を被

圧している林冠木の一部伐採、林床の刈り払いなどを行った結果、イヌナシの実生が多数発生し、イヌナシの更新が順調に進むことが期待されるようになっている。

このように、遺存的に隔離分布をする希少なイヌナシが良好な自然環境で生育する日本最大級の自生地として学術的価値が高いことから、国の天然記念物として指定し、その保護を図ろうとするものである。

(8) 国指定天然記念物「多度のイヌナシ自生地」の現況に関する総合調査報告書の概要

平成 25 (2013) 年 11 月 1 日から平成 28 (2016) 年 3 月 31 日にかけて、多度のイヌナシ自生地 (約 0.3ha) を含む谷部とその下流側の溜池 (みどりヶ池)、及び周囲の尾根筋または稜線を境界線とした集水域を範囲として、そこに生息・生育する動植物及び周辺環境の現状把握を目的とした調査と、航空レーザー測量により自生地周辺の地形測量を実施した。

調査項目はイヌナシの個体群現況調査 (毎木調査 [表 1、表 2]、花粉媒介昆虫類調査、結実率など)、イヌナシ以外の動植物を対象とした調査 (植物、動物)、周辺環境の調査 (水質、地形、気象) である。調査結果からは以下のような事実や課題が浮かび上がった。

- ・指定地内に生育するイヌナシ (樹高 1m 以上) 44 株の樹高は 2.5~11.7m、胸高直径は 4.1~28.2cm、枝張は特殊な樹形のものを除き各方位 2~4m 程度であった (表 1、表 2)。
- ・指定地は南側斜面の高木により被圧されて、受ける日射量が少なくなっていると推定される。
- ・イヌナシの開花ピークごろの主要な訪花昆虫はハチ目のセイヨウミツバチ、ハエ目のビロウドツリアブのほか、シマハナアブなどのハナアブ科 4 種であった。これらの昆虫が多く見られたことから、花粉媒介についてはイヌナシの天然更新に障害はないと考えられる。
- ・イヌナシの結実率は 32.3~0% で、枝の伸長方位に関わらず個体ごとである程度まとまった値であり、個体の樹勢や位置による生育環境の影響が大きいと考えられる。
- ・イヌナシの実生・小木は春から 7 月にかけて成長するが、7 月から秋の成長は少ない。現況のように 4 月と 9 月に草刈りを行うと、種子が発芽して実生が発生するものの、以降はススキなどに覆われ、成長が少なくなり、場合により枯死する。調査時点では、実生は育っているが樹高 1m を超えるものはない。実生や稚樹の成長にとって必要な日光の確保はイヌナシの天然更新の条件として重要と考えられる。
- ・地下水位は、指定地最上流部 (堰堤上流) と最下流部 (みどりヶ池に接する場所) では地表付近にあり湿潤であるが、それ以外の部分では地下水脈まで地表から 30~150cm 程度と深く、乾燥している。それは、両側斜面からの土砂流入で最上流部と最下流部が埋められたことによる。従って、地表面が乾燥化し、ススキなどの好乾燥地の植物が繁茂する現況に至っていると推測される。

表 1 毎木調査結果（平成 26（2014）年 5 月）

No.	樹高(m)	胸高直径(cm)	枝張(m) 東	西	南	北
1	2.5	8.8	11.2	3.0		
2	8.4	17.2	5.9	4.0	3.1	1.6
3	10.4	23.2	5.0	3.3	4.3	2.2
4	6.4	17.4	3.7	1.5	5.0	0.7
5	11.2	25.6	3.1	3.8	3.7	2.0
6	10.0	28.2	5.3	3.5	2.0	4.1
7	5.1	17.5	4.6	2.2	3.4	1.7
8	6.5	13.4	2.6	1.8	2.0	2.4
9	9.0	19.7	3.5	2.8	3.4	2.2
10	5.9	13.4	2.2	2.7	1.9	3.9
11	7.6	16.9	2.2	2.3	2.7	2.1
12						
13	6.3	12.3	2.1	1.8	2.6	2.0
14	7.2	13.5	3.2	0.0	1.7	2.8
15	10.5	15.4	3.6	0.3	3.0	3.2
16	3.4	4.1	0.6	2.5	1.5	1.6
17	10.9	26.4	2.5	3.9	5.6	3.5
18	9.1	20.4	5.2	2.4	2.6	2.5
19	6.8	11.9	1.8	2.6	4.8	2.2
20	6.5	11.8	1.4	2.3	5.3	1.0
21	11.7	21.0	3.3	4.3	3.5	3.2
22	8.5	17.5	2.9	2.5	3.6	3.0
23	6.2	18.5	3.9	2.5	3.0	3.8
24						
25	9.4	21.8	2.4	4.2	2.5	4.1
26	9.9	18.9	4.3	0.4	4.8	2.8
27	10.6	16.2	2.8	2.5	4.0	3.3
28	10.6	19.3	3.0	1.5	1.2	2.8
29	10.0	15.0	1.6	2.2	2.2	4.4
30	9.3	14.6	4.5	3.2	3.7	3.4
31	9.8	15.1	2.9	2.6	-0.5	6.1
32	9.9	12.3	2.7	0.2	0.3	4.2
33	7.0	12.6	1.2	6.9	1.4	6.8
34	9.8	13.4	1.9	2.2	1.8	3.0
35	9.2	20.7	2.0	6.0	3.1	3.2
36						
37	8.0	11.8	2.0	2.5	3.5	1.5
38	6.3	7.8	1.7	2.6	1.7	2.1
39	5.4	9.9	2.3	1.7	0.8	2.8
40	8.2	14.5	2.3	2.6	2.0	3.0
41	9.3	16.7	2.3	4.1	4.6	1.3
42	6.7	13.1	4.9	1.1	1.8	3.5
43	7.8	12.7	4.2	2.3	1.0	4.0
44	6.1	10.2	5.0	1.0	2.5	3.8
45	11.1	16.9	2.8	1.6	2.4	4.2
46	11.0	14.2	0.7	3.3	2.1	3.1
47	11.0	20.4	2.9	6.7	3.5	6.6

注) 樹高・胸高直径は最大幹の値、枝張は根元中心から枝先までの水平距離

表 2 毎木調査結果（平成 26（2014）年 11 月）

No.	樹高(m)	胸高直径(cm)	枝張(m) 東	西	南	北
1	2.9	8.8	10.6	0.1		
2	7.3	17.8	6.2	3.7	3.2	2.0
3	8.5	23.2	5.1	3.4	4.1	2.4
4	6.7	17.5	3.0	1.5	5.2	0.5
5	11.3	25.5	4.4	3.9	5.0	1.9
6	9.5	28.0	6.1	3.3	2.0	4.0
7	5.3	15.9	4.4	2.6	3.0	3.5
8	6.8	13.5	2.9	1.8	2.0	2.7
9	8.8	19.6	3.7	2.9	3.6	2.6
10	6.3	13.7	2.3	2.8	2.0	5.5
11	8.4	17.2	2.5	2.4	2.8	2.1
12						
13	6.0	12.4	2.0	1.8	2.9	1.9
14	6.8	13.9	3.6	0.7	2.4	4.1
15	8.0	15.6	3.4	0.7	2.6	3.6
16	3.6	4.3	0.6	3.0	1.2	2.3
17	11.5	26.3	3.7	3.9	6.9	3.0
18	11.3	20.7	5.3	2.1	3.6	2.4
19	7.1	12.1	1.8	2.9	5.7	2.3
20	6.2	11.9	2.0	3.3	6.9	2.0
21	14.1	24.2	3.1	5.4	3.5	3.4
22	9.2	16.9	2.4	2.8	3.7	3.3
23	5.9	18.3	2.9	2.6	3.0	4.5
24						
25	12.4	22.1	2.5	6.3	3.8	3.1
26	11.6	19.7	6.5	0.4	5.8	2.2
27	11.7	15.9	2.3	3.0	3.0	1.3
28	10.0	19.1	4.2	1.6	2.6	2.8
29	8.6	15.1	2.4	2.5	2.4	4.9
30	10.0	14.5	4.9	3.2	4.3	2.5
31	8.3	15.3	24.4	3.4	-0.3	7.1
32	9.0	12.4	4.3	0.6	0.0	4.9
33	5.9	14.2	1.6	6.3	1.5	6.4
34	9.5	13.7	1.7	3.2	1.6	3.1
35	9.9	20.9	1.8	6.1	3.4	3.1
36						
37	8.6	11.8	1.8	3.4	3.7	1.7
38	7.3	8.0	1.5	3.3	2.0	1.8
39	5.3	9.9	2.4	1.3	1.0	2.8
40	7.8	15.3	3.3	2.2	2.1	3.0
41	9.3	17.5	2.3	4.6	4.6	1.3
42	6.3	12.9	4.6	1.1	1.1	3.1
43	7.6	13.7	3.6	2.8	1.2	4.0
44	5.6	10.2	5.2	1.1	2.3	4.5
45	9.8	17.0	4.7	1.5	3.6	4.2
46	10.8	14.2	1.0	3.3	2.1	2.7
47	11.4	20.4	2.8	7.4	3.5	7.4

注) 樹高・胸高直径は最大幹の値、枝張は根元中心から枝先までの水平距離

□ : 5 月と 1 m 以上乖離（胸高直径は 3cm 以上）

(9) 多度のイヌナシ自生地保護計画改訂にともなう追加調査の概要

平成 28 (2016) 年 5 月 17 日から平成 29 (2017) 年 3 月 31 日にかけて、多度のイヌナシ自生地 (約 0.3ha) を含む谷部とその下流側の溜池 (みどりヶ池) において、イヌナシ自生地保護計画改訂に向けての調査を実施した。調査項目は日光とイヌナシの稚樹・実生の成長との関係、イヌナシの実生の分布状況、自生地の土壌断面測定、及びイヌナシを加害する昆虫であった。

調査結果からは以下のような状況が確認された。

- ・イヌナシの実生・稚樹の成長量を測定した結果、草刈りを実施した試験区では枝の平均成長量が大きい傾向が見られた。草刈りを実施した試験区では日射量、光量子量ともに高い値を示しており、イヌナシの成長と関連があると考えられる。
- ・イヌナシの実生・稚樹は、成木の下に多数見られたが、秋季までに枯死したと考えられる個体も多かった。
- ・イヌナシの実生の分布状況を見ると (図 4)、みどりヶ池に近い場所や谷の奥側では成木は生育するものの実生は少なかった。みどり池に近い場所は土壌水分が比較的豊富な立地と考えられるが、ススキが繁茂しているため、実生の定着・成長が難しいと考えられる。また、谷の奥側はスギが生育するほか、谷の幅が狭くなるため、日当たりが悪く、実生の生育には不適な環境になっていると考えられる。

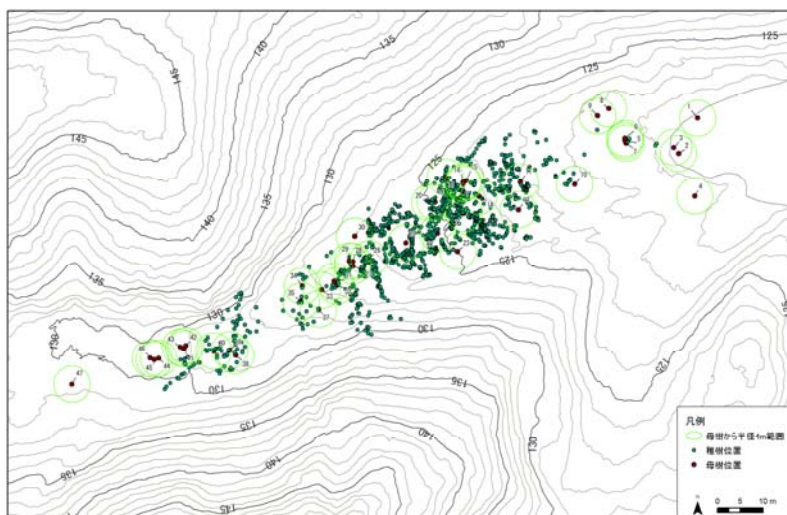


図 4 実生と成木の分布状況

- ・土壌断面調査を実施した 3 地点は細粒堆積物が主体となっており、周囲の斜面からの大規模な土砂流入の形跡は見つからなかった。また、土壌硬度は全般的に成木や若木の成長に影響を与える値ではなかったが、一部の表層部分ではやや硬い値が得られており、実生や稚樹の根の成長に影響を及ぼしている可能性がある。
- ・10 月以降の加害昆虫調査では、葉や枝を加害するアオマツムシ、幹に穿孔するゴマフボクトウの 2 種が確認された。イヌナシの落果からはシマショウジョウバエ亜属の一種が発生した。ショウジョウバエ類の幼虫は果肉などを摂食するが、種皮の硬い種子を加害する可能性は低く、イヌナシの繁殖に影響を与える害虫ではないと考えられる。

2. 保全活動の経緯と保護計画策定の目的

(1) イヌナシ自生地保全活動の経緯

上記のように平成 16 (2004) 年 5 月三重県指定希少野生動植物種に指定されたことを受け、今後のイヌナシの保護をどのように行っていくかを話し合う指定種保護会議を、平成 16 (2004) 年 6 月 7 日に三重県環境森林部 (自然環境室・北勢県民局生活環境森林部)・三重県教育委員会文化財保護室・多度町教育委員会・アドバイザーのメンバーで行った。この中で、イヌナシ自生地は平成 9 (1997) 年度に下草の伐採を行ってから年月が経ち、下草や灌木がかなり繁茂しており、イヌナシの生育に悪影響を及ぼしていることが確認され、下草の伐採が急務であるという共通認識が得られた。同年 12 月 20 日に 2 回目の指定種保護会議を行った。保護を継続的行っていくうえで市民の参加が重要であるということを重視し、保全活動は地元で自然保護活動を展開している NPO 法人「多度自然育成の会」に協力を求め、連携して保全活動を行うこととなった。そして、それ以外にも一般市民に参加を呼びかけることとなった。保全活動にあたっては、自生地を 1 区画 400 m²ほどの A-H の 8 区画 (図 5) を設けて、各区域 5~6 名を配置して作業をすることとした。翌平成 17 (2005) 年 1 月 31 日に第 3 回目の指定種保護会議を行い、事前作業として現地に赴き、当日の集合場所として利用するため E 区の伐採を行った。同時にイヌナシ自生地の植生について現況調査を行うこととした (葛山 2004)。平成 17 (2005) 年 2 月 27 日に初めて市民と行政の協働による保全活動を行った。それ以来、毎年保全活動を実施しており、平成 27 (2015) 年でこの保全活動も 10 年を迎え、平成 28 (2016) 年で参加者は 1,000 人を超えた。平成 22 (2010) 年以降の活動は以下のとおりである。

平成 22 年 4 月 10 日	第 4 回イヌナシの花を見る会	45 名
平成 22 年 10 月 23 日	第 6 回自生地保全活動	41 名
平成 23 年 4 月 9 日	第 5 回イヌナシの花を見る会	34 名
平成 23 年 11 月 12 日	第 7 回自生地保全活動	51 名
平成 24 年 4 月 21 日	第 6 回イヌナシの花を見る会	41 名
平成 24 年 11 月 10 日	第 8 回自生地保全活動	39 名
平成 25 年 4 月 20 日	第 7 回イヌナシの花を見る会	65 名
平成 25 年 9 月 21 日	第 9 回自生地保全活動	49 名
平成 26 年 4 月 12 日	第 8 回イヌナシの花を見る会	54 名
平成 26 年 9 月 20 日	第 10 回自生地保全活動	73 名
平成 27 年 4 月 11 日	第 9 回イヌナシの花を見る会	56 名
平成 27 年 9 月 26 日	第 11 回自生地保全活動	47 名
平成 28 年 4 月 16 日	第 10 回イヌナシの花を見る会 (愛知・三重マメナシ(イヌナシ)合同観察会も兼ねる)	72 名
平成 28 年 9 月 24 日	第 12 回自生地保全活動	50 名

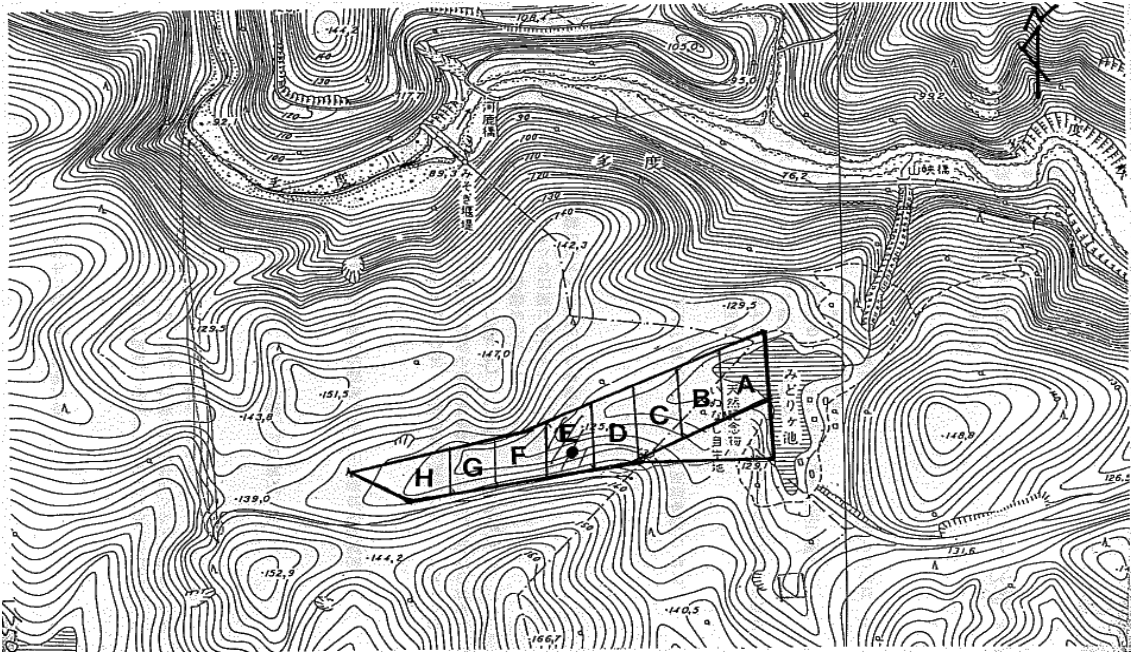


図5 イヌナシ自生地域図

(2) 保護計画策定の目的

イヌナシは、東海地方特有の砂れき層を含む丘陵性のゆるやかな谷湿地などに生育し、比較的明るい環境を好む木本である。このような湿地は、放置すると植生遷移の進行や富栄養化などが起こるため、イヌナシの群落は衰退してしまう可能性がある。また、このような湿地は、有史前には植生遷移の進行による消失と大雨などによる創出を繰り返してきたと考えられるが、現在では人為的な土地管理がなされているため、新たな創出はおこりにくく、土砂崩れなどもそのまま放置されることはない。

当該地は、薪炭林として利用されていた。このような二次林は、かつて日常生活や経済活動に必要なものとして維持されてきた。しかし、戦後の経済成長による生活スタイル・経済環境の大幅な変化により、人々が山を利用する機会が減り、山と人との結びつきは大きく変貌を遂げている。当該地も、他例にもれず薪炭林として利用されなくなり下草や灌木が繁茂する状況となっていた。

これらのことから、植生遷移の中断や後退を人為的に行い、イヌナシ群落の天然更新を助長すると共に適正な保護を行うため、平成 20 (2008) 年度に「多度のイヌナシ自生地保護管理計画」を策定し、今後の方針を定めた。平成 21 (2009) 年度からはイヌナシ自生地保護活動委員会(会長 葛山博次)を組織し、指導・助言をいただきながら活動を行っている。また、保全活動を継続して推進するため、川添 (1992)・池谷 (2003)・葛山 (2004) などを踏まえ、平成 22 (2010) 年 3 月に「三重県指定天然記念物 多度のイヌナシ自生地保護計画」を策定した。

なお、平成 25（2013）年度から平成 27（2015）年度の 3 か年において、多度のイヌナシ自生地の実況調査を実施しており、平成 28（2016）年度はその調査結果を踏まえて保護計画の改訂を行うものである。

3. イヌナシの保護

（1）保護の目標

イヌナシの保護にあたって目標とする植物相は、昭和 30 年代の頃の植物相からなる植生を目指すこととする。当時は、現在よりも水量が多く、幾筋かの流れが見られた。この自生地周辺は、薪炭林として人々に利用されており、樹木は薪として、落ち葉は肥料などに利用され、貧栄養な状態が維持されていたものと思われ、土壌は発達せず、砂れきや粘土層が露出する状況であった。植物相としては、常緑樹がほとんどなくヒサカキ・イヌツゲなどがわずかに混生しているのみで、イヌナシの純林に近い状況で、周辺の斜面はアカマツ林であった。自生地内のスギは昭和初期に植林されたものである（葛山 1969・加納氏談）。

なお、保護にあたっては、以下の事項を留意して実施するものとする。

- ・上記のような過去の自生地の環境の再現と維持に努める。
- ・イヌナシの自生している場所だけでなく、集水域全体を含めて保護を進める。
- ・保全遺伝学の見地から、周辺地でのナシ属の栽培についても規制するものとする。

（2）保護の基本的な考え方

保護手法の選定にあたっては、薪炭林としての森林管理手法を基本とする。また、作業実施における基本的な考え方は次のとおりとする。（順不同）

- ①手作業を基本として、必要に応じてチェーンソーや草刈機などによる作業を実施する。
- ②イヌナシの天然更新を促すことを目的とし、過度な干渉（移植・樹勢回復措置など）は行わない。
- ③樹木医などによる現存個体の定期的な健診を行い、その診断に基づき適切な処置を行う。
- ④植栽したイヌナシ及び湿性植物を植え戻すことはしない。
- ⑤イヌナシだけでなく、他の動植物種も考慮にいれた、周辺環境全体及び生態系の保全を図る。
- ⑥上記留意点も踏まえ、三重県自然環境保全条例にあるように自生地外へのイヌナシ（地権者を含む）の持ち出しは全面規制する。但し、文化財保護法に基づく現状変更の許可を得た行為については、この限りではない。

（3）法令上の規制

①国指定天然記念物（昭和 25（1950）年・文化財保護法）

現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（第 125 条 1 項）。

指定地内の植物の伐採は、許可申請が必要である（資料②p. 27）。なお、現状変更等の取り扱い方針と基準は5章（p. 20）で記載する。

②三重県指定希少野生動植物種（平成16（2004）年・三重県自然環境保全条例）

三重県指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷をしようとするものは、30日前までに知事に届出なければならない（第20条）。ただし、文化財保護法第80条第1項、又三重県文化財保護条例第39条第1項の規定による現状変更等の許可を受けた場合は、届出は不要となる（マメナシ保護指針）。

なお、保全活動はイヌナシの伐採は行わないため、届け出は不要である。

③水郷県立自然公園（三重県立自然公園条例）

特別地域内においては、条例第16条第4項に掲げる行為は、知事の許可を受けなければならない（第16条第4項）。木竹等を伐採する場合は、許可申請が必要である。（資料④p. 29）。

④その他

- ・環境省 レッドデータブック 2014（2015年発刊）

- 絶滅危惧ⅠB類（EN）（和名「マメナシ」で掲載）

- ・三重県レッドデータブック 2015

- 絶滅危惧ⅠB類（EN）（和名「マメナシ」で掲載）

- レッドデータブックに記載の種は、法令上の規制はないが、絶滅が危惧されることから、その種のランク付けを行い保護保全が求められている。

（4）保護活動の体制

「イヌナシ自生地保護活動委員会」を設置し、指導者（地権者、イヌナシや保全活動に関する有識者、大学など）・関係行政機関（市県の教育委員会及び環境部局）・市民（地元NPO・ボランティア）などで組織し必要に応じて開催する。事務局は、桑名市教育委員会に置くこととし、下記のような役割分担に従い、関係者が協働して活動ができるよう活動報告や保護管理施策の立案などをはかる場となるように努めるものとする。

保全活動は、地権者の了解を得て、下記のように行政機関が役割を分担して行う。

①天然記念物現状変更申請・特定地域内木竹伐採許可申請は桑名市教育委員会が行う。

②作業参加者を対象とする傷害保険には必要に応じて加入することとし、その経費は三重県農林水産部みどり共生推進課が負担する。

③学識経験者への報償費などの経費は、桑名市文化財保護審議会委員については桑名市教育委員会、三重県文化財保護指導委員については三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護課、三重県生物多様性アドバイザーについては三重県農林水産部みどり共生推進課が負担する。

④間伐材などの処分については、桑名市教育委員会が必要な調整をする。

（5）ゾーニング

指定地内及びその周辺地において、植生にもとづいて次のとおりに区域分けし、各々の特

性に応じた保護管理を実施する（図6）。

①イヌナシ区域

イヌナシが優占する林域として保護管理を図っていく区域。他のイヌナシ自生地が湿性であるのに対し、本自生地は広い面積でススキが見られるほか、ゼンマイ、イワヒメワラビ、コバノイシカグマ、ニガイチゴなどが生育する適潤地である。湿地という過湿条件に適応した種だけでなく、多数の林床や上層を覆う種が生育可能な日光をめぐる競争圧の高い環境となっている。大半は天然記念物指定地域内である（図7）。

②低湿地区域

イヌナシ区域の上流部に存在する湿地の区域。ミミカキグサ類・ミカズキグサ類・ミズゴケ類などの生育する貧栄養低湿地として保護管理を図っていく区域。

③周辺林区域

前述の区域に流れ込む集水域。かつてはアカマツ林であったと考えられるが、現在では高木層の大部分をコナラ群落に占めており、亜高木層や低木層にはアラカシ・ミミズバイ・ヒサカキ・タブノキなどの常緑広葉樹が見られる。林床にはウラジロ・コシダなどのシダ植物が生育する。この周辺林が、イヌナシ区域や低湿地区域の良好な生育環境を維持するための森林としての保護管理を図っていく区域。

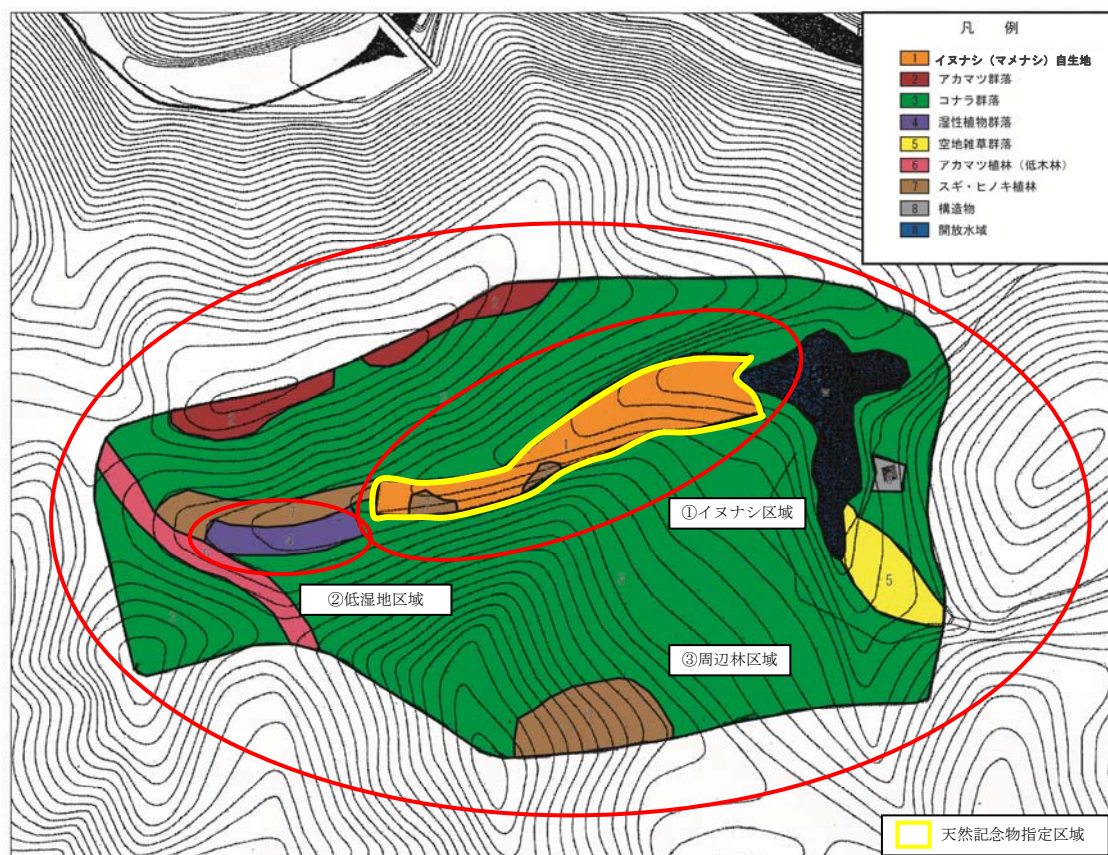


図6 ゾーニング位置図



図7 イヌナシ区域（現存個体の樹冠投影図）

（6）保護の方法

①群落の現状を把握するための調査

有識者が中心となり関係行政担当者やボランティアの補助のもと調査を行う。調査結果は、保全検討会議などを通じて保全活動に反映させる。調査は可能な場合、保全活動と並行して行い、そのほかの必要な時期については有識者の指示による。

②保護活動委員会

有識者・関係行政・地元 NPO 代表者などを構成員とし、群落の現状確認を行うと共に調査結果をもとにした本計画の見直し、保全作業計画の立案修正などを行う。会議は原則として公開とし、報道機関などへも積極的に情報提供する。会議は保全活動の前後及び必要と認められる時期に開催する。

③保全遺伝学的調査

大学などが行う遺伝学的な調査に協力するとともに、調査結果を共有し保全のための基礎資料とする。

④日常管理の考え方

イヌナシの生育環境を保全するため、下草や日照を遮る恐れのある樹木の伐採を行う。なお、土壌の乾燥化に配慮するため、具体的な作業については有識者などの指導のもと実施する。

⑤成木の保護

保全活動前のイヌナシは、他の樹木の成長に押されて、少ない日照範囲を確保するために、他の樹木の間を縫うように枝葉を伸ばし、ようやく生き長らえているような状態であったが、保全活動によって、日照は幾分改善され、以前よりも果実が多くつくようになった個体もある。

今後も、周辺の樹木の影響を受けることがあれば、計画的に伐採したうえで日照を確保し、少しでも現状の成木が順調に生育するように配慮する必要がある。なお、土壌の乾燥化を招く可能性に配慮するため、具体的な作業については有識者などの指導のもと実施する。

⑥加害昆虫について

イヌナシを加害する昆虫については、イヌナシ自体が希少な樹木であるため、これまでほとんど知られていない。自生地で確認された加害昆虫については、その種と加害部位（葉、幹、果実など）や出現時期を記録するなど、情報の蓄積に努め、必要に応じて捕殺を行う。特に、ナシ属を加害する昆虫はイヌナシを加害する可能性が高いので、文献などで情報を収集する。なお、2013年には愛知県においてバラ科樹木を食害する外来種のクビアカツヤカミキリが確認されているため、分布拡大に警戒する必要がある。

⑦次世代後継樹の育成

指定地では、市民やNPOによる保全活動によって、下草や灌木の伐採が行われ、実生の生育を阻害する下草などがなくなったことで十分な日照が地表に届くようになるなど環境が改善されたため、平成18（2006）年春ごろから実生が確認され、現在ではイヌナシの稚樹が多数生育するようになった。これは、活動以前の下草や灌木が繁茂している状態では、実生の生育・定着が阻害されていたものと考えられる。

しかし、平成25（2013）年から27（2015）年度の総合調査では実生や幼木が多く見られるようになったものの、比較的近い将来に成木になると見込まれる個体は非常に少なく、多度のイヌナシの生育は極めて遅い、その理由は日射量不足、通風の悪さ、貧栄養と考察されており、日射量及び土壌水分を適性に確保することが天然更新の条件として重要であると考えられる。

今後は、これらの実生が成木へと成長し、天然更新が行われるように保護していく必要がある。確認されるようになった実生については、下草を刈ることなどでなるべく成長を阻害する要因を排除する。見学者などに踏まれる可能性もあるため、マーキングを施し、密集したところはロープで囲い極力人が立ち入らないように配慮する。

ある程度の大きさの稚樹には、刈り取り・踏み荒らしを防ぐために園芸用のリングなどを設置し見守っていく。また、実生が多く成長した場合でも、自然淘汰にまかせ人為的に間引くことはしない。

⑧法的行為規制における行政機関の連携

当該天然記念物とその周辺地域は、文化財保護法や三重県立自然公園条例により重層的に法的な行為規制がかかっている。

文化財保護法においては桑名市教育委員会、三重県教育委員会及び文化庁が所管し、三重県立自然公園条例においては、三重県四日市農林事務所及び三重県農林水産部が所管している。当該天然記念物を適切に保存管理していくためには、これらの許可事務を担う行政機関同士の連携を図る必要がある。

法的行為規制に関しては別章で詳細を記載する。

なお、以下のような法的な行為規制がかかっていない行為においても、当該天然記念物の保存に影響を及ぼすおそれのある行為については、行政指導を実施することとする。

- ・指定地から半径 1 km以内でのナシ属の植樹、栽培すること（図 8）。
- ・当該天然記念物の集水域への汚水又は廃水を排出すること。

イヌナシは近縁のナシ属と交配し雑種を形成する。交配はハチ類やハナアブ類などの昆虫類が花粉を運ぶことによって行われるため、遠隔地から持ち込まれる可能性がある。自生地個体群の遺伝的特性を保全していくためには、果樹のナシ属との交雑を可能な限り抑えることが望まれ、そのためには少なくとも自生地から半径 1 kmの近隣ではナシ属の栽培について自粛を指導していく。また、送粉昆虫の行動範囲を考慮し、自生地から半径 4 kmの範囲でもナシ属の植栽を極力増やさないようにしていく配慮が必要である（図 9）。

また、自生地は周囲から水が集まる谷底部に存在するため、集水域というまとまりで水質を保全していくことが必要である。

⑨伊勢湾周辺地域におけるイヌナシ保護の連携

既述のようにイヌナシは伊勢湾周辺に自生地が点在している。多度の自生地に限らず、他の地域においてもイヌナシの保護が急務となっており、遺伝子の多様性という観点からも諸地域でイヌナシが保護され、次世代へと引き継がれていくことが望まれる。こうした中、愛知県名古屋市周辺では、「愛知守山自然の会」、「こまきエコネット」などによる保護活動が行われ、愛知県・三重県の自生地の DNA 分析などを岐阜大学応用生物科学部が行っている。今後は、これらのグループなどとイヌナシの保護についての情報交換に努め、保護対策の連携を深めていく。

（7）保護計画の見直し

本計画は保護活動委員会で変更が必要と認められた場合は、その都度改訂を行う。また、そのための継続的なモニタリングを行い、自生地の状況把握に努める。

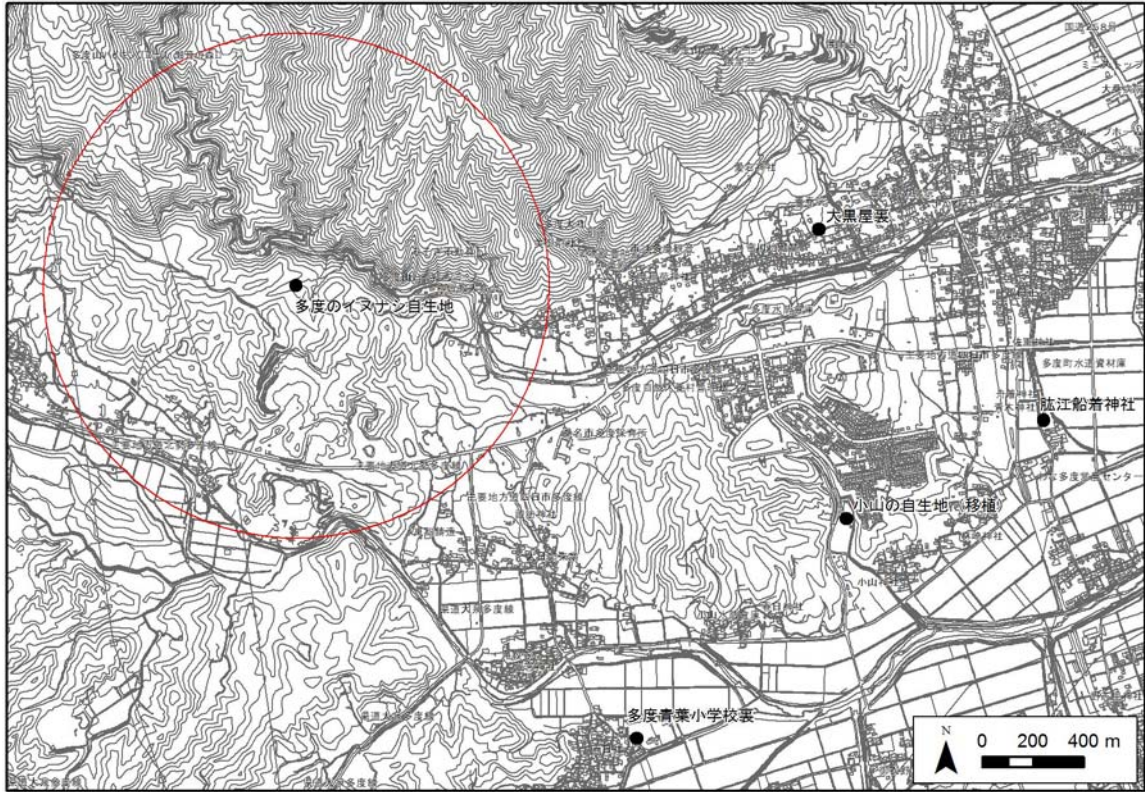


図 8 指定地から半径 1 kmの範囲

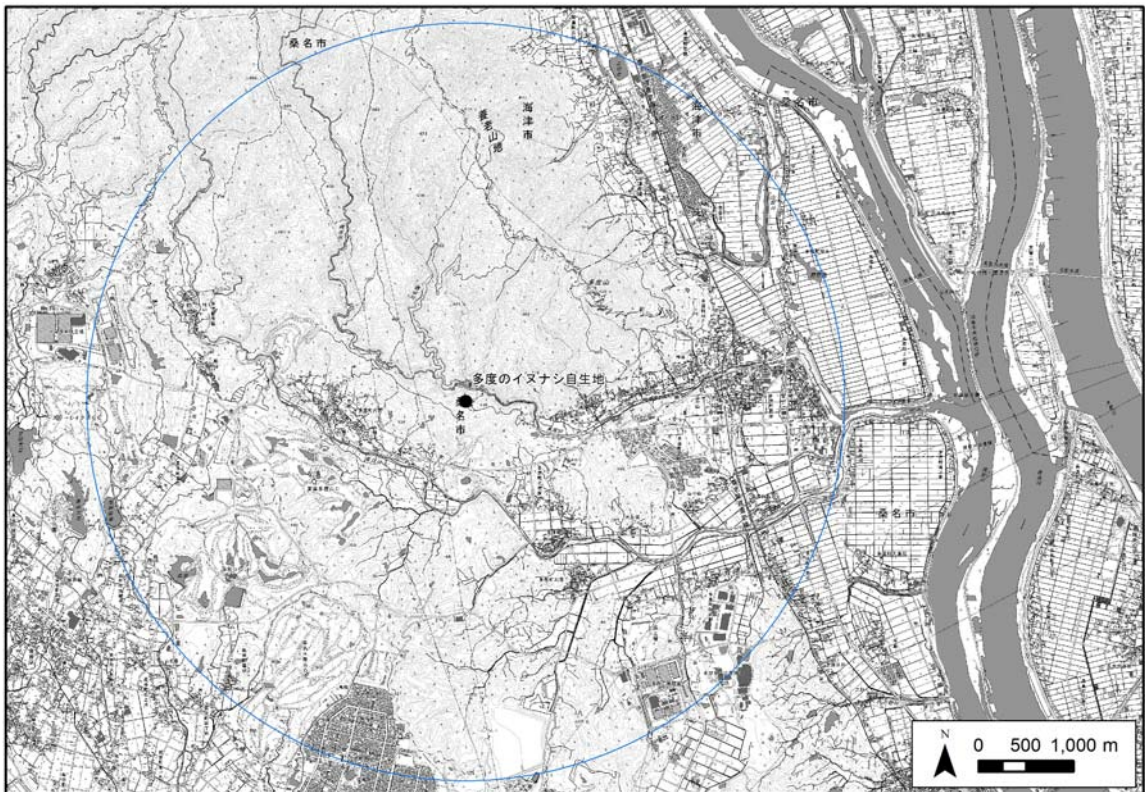


図 9 指定地から半径 4 kmの範囲

4. 保全活動と活用

(1) 参加者の募集

NPO 法人多度自然育成の会と協働で実施する。市の広報・ホームページや県のホームページを通じて、作業を行うボランティアを募る。作業に必要な道具などは、桑名市教育委員会で用意するほか、参加者が持参するものとする。

(2) 伐採対象木及び倒木や落枝、腐木除去範囲の選定

下記の方針（葛山 2006）で間伐対象木及び倒木・落枝腐木の除去範囲を有識者の助言により決定し、現地にて示す。なお、スギやヒノキなど地権者が植栽している樹木は原則として対象外とする。

- ・群落内において、イヌナシの日照に影響を与えている樹木は伐採する。
- ・指定地に隣接する森林において、イヌナシの日照・通風に影響を与えている樹木は伐採する（図 10、11）。
- ・イヌナシの実生の発育に影響を与えると推定される植物は刈り取る。
- ・群落内の富栄養化の原因となる伐採木や倒木、落枝、腐木は除去する。
- ・イヌナシ群落や周辺環境の保全のために必要と認められる植物や希少植物は除去しない。
- ・外来種については可能な限り除去を行う。

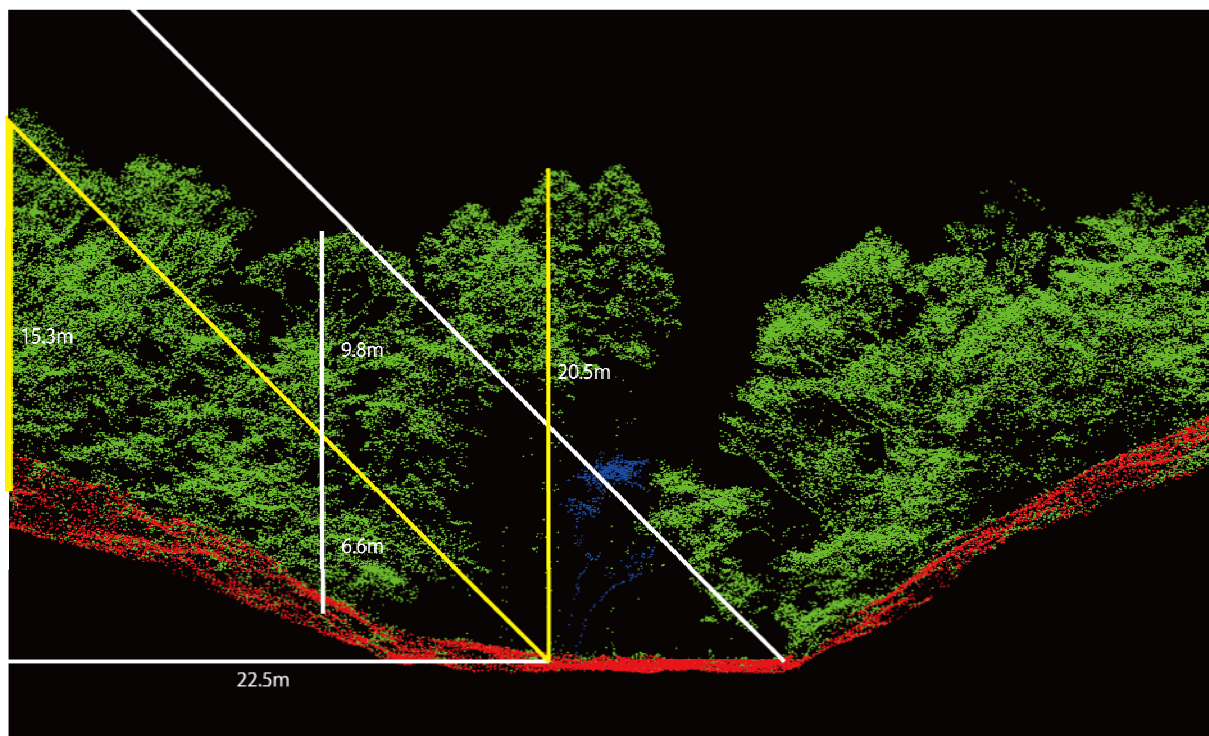


図 10 AA' における伐採想定：太陽高度 45° 以上で日射を確保するためには自生地南側 22.5m 幅で伐採（AA' は p 14、図 7 を参照）

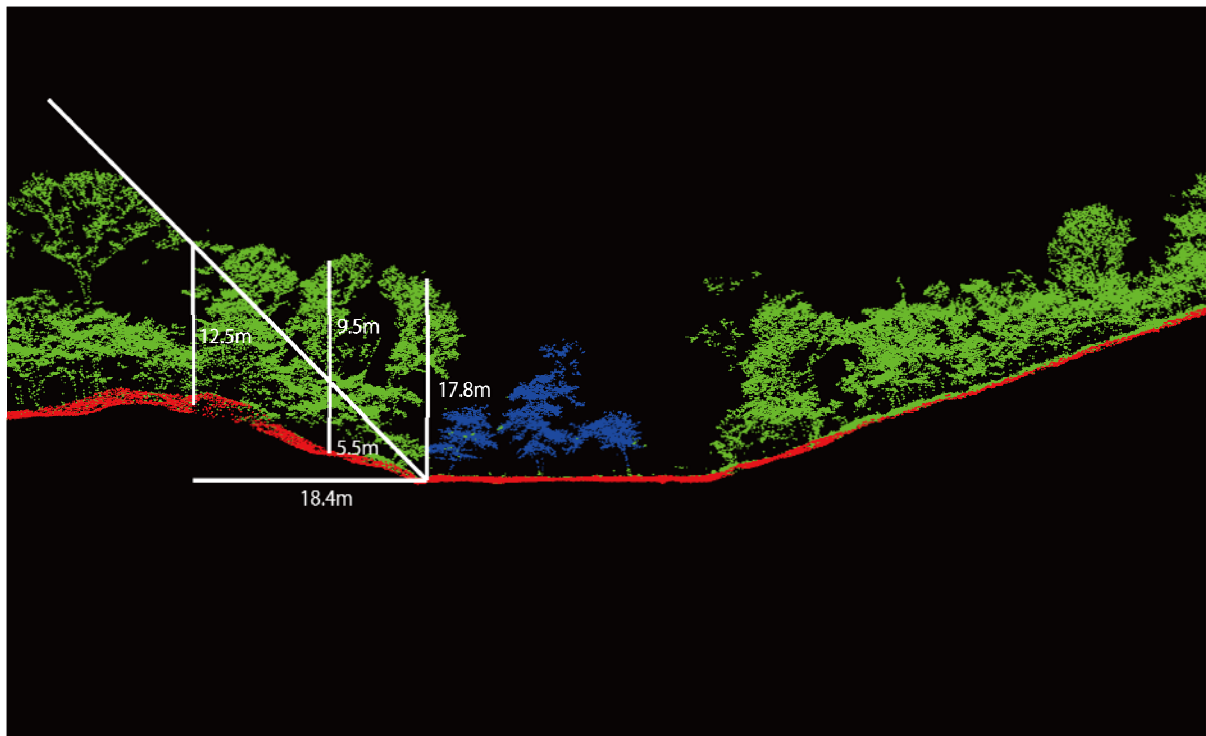


図 11 BB' における伐採想定：太陽高度 45° 以上で日射を確保するためには自生地の南側 18.4m幅で伐採（BB' は p. 14、図 7 を参照）

（３）作業の方法

作業の方法は以下の通りとする。

- ・作業には鎌や剪定ばさみなどを使用する。必要に応じてチェーンソー、刈払い機などを使用する。
- ・刈り取った草木は、各区画の両サイドに設けた堆積場所に運ぶ。
- ・林床に堆積した倒木や落枝・腐木も同様の堆積場所に運ぶ。
- ・堆積場所に集まってきたものは、嵩を減らすため、剪定ばさみなどを使ってできるだけ細かく裁断し、上から踏み固める。
- ・樹高の高い木を倒すときには合図をし、周囲に注意を促す。
- ・イヌナシの実生の成長を阻害するススキなどの草本類については、対象とする植物の抑制に効果的な時期に実施する。

（４）イヌナシの活用

イヌナシの群落を保全しつつ、地権者の了解を得た上で以下のような活用方法を検討する。

- ・自生地に学術的な看板の設置
- ・見学者の便をはかるための観察コースの設定
- ・イヌナシの花を見る会（４月上旬～中旬）
- ・イヌナシ自生地保全活動（８月～１１月）

- ・有識者を講師とした観察会や企業・教員などを対象とした研修の場としての保全活動
- ・地元商工会などと連携したエコツーリズムの場としての利用
- ・大学などと連携した教育・研究フィールドとしての利用や結果の情報発信

(5) 市民への普及啓発

保全活動への参加募集など、様々な機会を通して、当該天然記念物や周辺環境も含めた生物多様性の大切さについて、市民に啓発する。

また、遺伝的保全のため、自生地から半径1kmの範囲でナシ属の栽培について自粛していただくよう啓発を実施する。送粉昆虫の行動範囲を考慮し、自生地から半径4kmの範囲でもナシ属の植栽を極力増やさないようにしていく配慮が必要である。

イヌナシは遺伝的な多様性の観点から、複数地域で自生地が保護されることが望まれる。愛知県において保護活動を行っている「愛知守山自然の会」、「こまきエコネット」など、他地域の市民グループと引き続きイヌナシの保護についての情報交換に努める。

5. 現状変更等の取扱方針及び基準

現状変更等については、「文化財保護法（以下、「法」という）第125条第1項」に基づき、現状変更等の行為に関する適正な対応を行うこととする。

(1) 現状変更

①現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、指定地内で現状に形状的又は質的に何らかの改変を行うすべての行為を指す。主に想定される以下の現状変更等については、下表のとおり適切に行為規制を行うこととする。

行為	現状変更等の取り扱い
建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること	当該指定文化財の保存または活用のため必要な行為、所有者による林業施行に関わる行為でかつ当該指定文化財の保存に著しい悪影響を及ぼさない行為、および公益上必要と認められる行為以外は、原則許可しない。
宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること	当該指定文化財の保存または活用のため必要な行為、所有者による林業施行に関わる行為でかつ当該指定文化財の保存に著しい悪影響を及ぼさない行為、および公益上必要と認められる行為以外は、原則許可しない。
木竹の植栽・伐採	当該指定文化財の保存または活用のため必要な行為、所有者による林業施行に関わる行為でかつ当該指定文化財の保存に著しい悪影響を及ぼさない行為、および公益上必要と認められる行為以外は、原則許可しない。

行為	現状変更等の取り扱い
当該指定文化財の復旧（修理）をはじめとする整備	当該指定文化財の保存または活用のため必要な行為および公益上必要と認められるもの以外は、原則許可しない。

②保存に影響を及ぼす行為

指定地内において現状を物理的に改変するものではないが、何らかの形で天然記念物の保存に影響を及ぼす行為については、個々の事案ごとに検討し、具体的にその適否について判断する。

（２）許可又は同意を要しない現状変更

法第 125 条第 1 項但書に規定する「維持の措置」、「非常災害のために必要な応急処置」、「保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微」である場合については、以下のとおり、現状変更等の許可又は同意を必要としない。

①維持措置

・き損時の原状復旧

当該天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

・き損時の応急措置

当該天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

・き損部分の除去

当該天然記念物がき損し、又は衰亡し、且つ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

②非常災害のために必要な応急措置

現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置を採る場合には、現状変更等の許可申請を要しない。

③保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微である場合

清掃・除草・落ち葉かき、樹木の枝払い、堆積土砂・転落石・倒木の除去などの日常的な管理のための行為については、現状変更等の許可申請を要しない。ただし、個別の事案に即し、管理のための行為に当たるか否かの判断が必要となる場合があるので、事前に文化庁、三重県及び桑名市との協議が必要である。

6. 自然公園条例における行為規制

当該天然記念物は、水郷県立自然公園第二種特別地域内にある。第二種特別地域は、当該記念物にかかる集水域が含まれ、当該記念物の保存にあたっては、自然公園条例による行為規制が極めて重要であることから、自然公園条例の所管部局である三重県四日市農林事務所及び三重県農林水産部みどり共生推進課と連携していくこととする。

自然公園条例における行為規制は、下表のとおり。これらの行為を実施するものは事前に知事の許可を受けなければならない（第16条第4項）。

	許可の必要な行為	当該天然記念物の保存に関する基本的な考え方
1	工作物を新築し、改築し、又は増築すること。	集水域においては、地下水位や水脈に影響があるなど水環境に与える影響が著しく大きい行為は、当該天然記念物の保全に悪影響を与えるおそれがある。
2	木竹を伐採すること。	
3	知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。	
4	鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。	集水域においては、地下水位や水脈に影響があるなど水環境に与える影響が著しく大きい行為は、当該天然記念物の保全に悪影響を与えるおそれがある。
5	河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。	
6	知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。	当該天然記念物周辺では指定されている区域はなく、本行為に関する規制はない。 当該記念物の保存のためには、今後、「知事が指定する湿原」に当該天然記念物周辺を指定することが望まれる。
7	広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。	
8	屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。	集水域においては、地下水位や水脈に影響があるなど水環境に与える影響が著しく大きい行為は、当該天然記念物の保全に悪影響を与えるおそれがある。
9	水面を埋め立て、又は干拓すること。	
10	土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。	集水域においては、地下水位や水脈に影響があるなど水環境に与える影響が著しく大きい行為は、当該天然記念物の保全に悪影響を与えるおそれがある。

	許可の必要な行為	当該天然記念物の保存に関する 基本的な考え方
11	高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。	自然公園条例ではイヌナシは指定されていない。その他の植物で指定されているものがあり、本行為は規制されている。
12	知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。	
13	山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。	当該天然記念物周辺においては指定されている動物はなく、本行為に関する規制はない。
14	知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域内における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。	
15	屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。	
16	湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。	当該天然記念物周辺において指定されている区域はなく、本行為に関する規制はない。
17	道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。	当該天然記念物周辺では指定されている区域はない。
18	前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で知事が定めるもの。	当該天然記念物周辺では指定されている行為はない。

7. イヌナシ自生地保護の課題

イヌナシの保護活動は三重県指定希少野生動植物種指定以降、順調に進展してきたといえる。しかし、多数確認されるようになった実生の生育は遅く、一番大きいものでも 60 cm 程度に留まっている。その先にある、実生→稚樹→成木→開花→結実→実生…という天然更新への道筋はまだ見えていない。他地域の状況と比較してもかなり遅く、その原因については未だ解明できていない。

平成 25 (2013) 年から行ってきた調査で多くの情報を得ることができたが、まだまだイヌナシの生態をすべて解明できたわけではない。今後も調査を進めていく必要が委員会で指摘されている。調査には大学などとの連携も不可欠であり、天然更新の実現に向けて、長期的な計画と事業の継続が必要となってくる。

地域との関わりでは、天然記念物の保護はひとえに地権者と地域住民の協力が不可欠で、これからも地域の NPO やボランティアが参加して保全活動を行う必要がある。

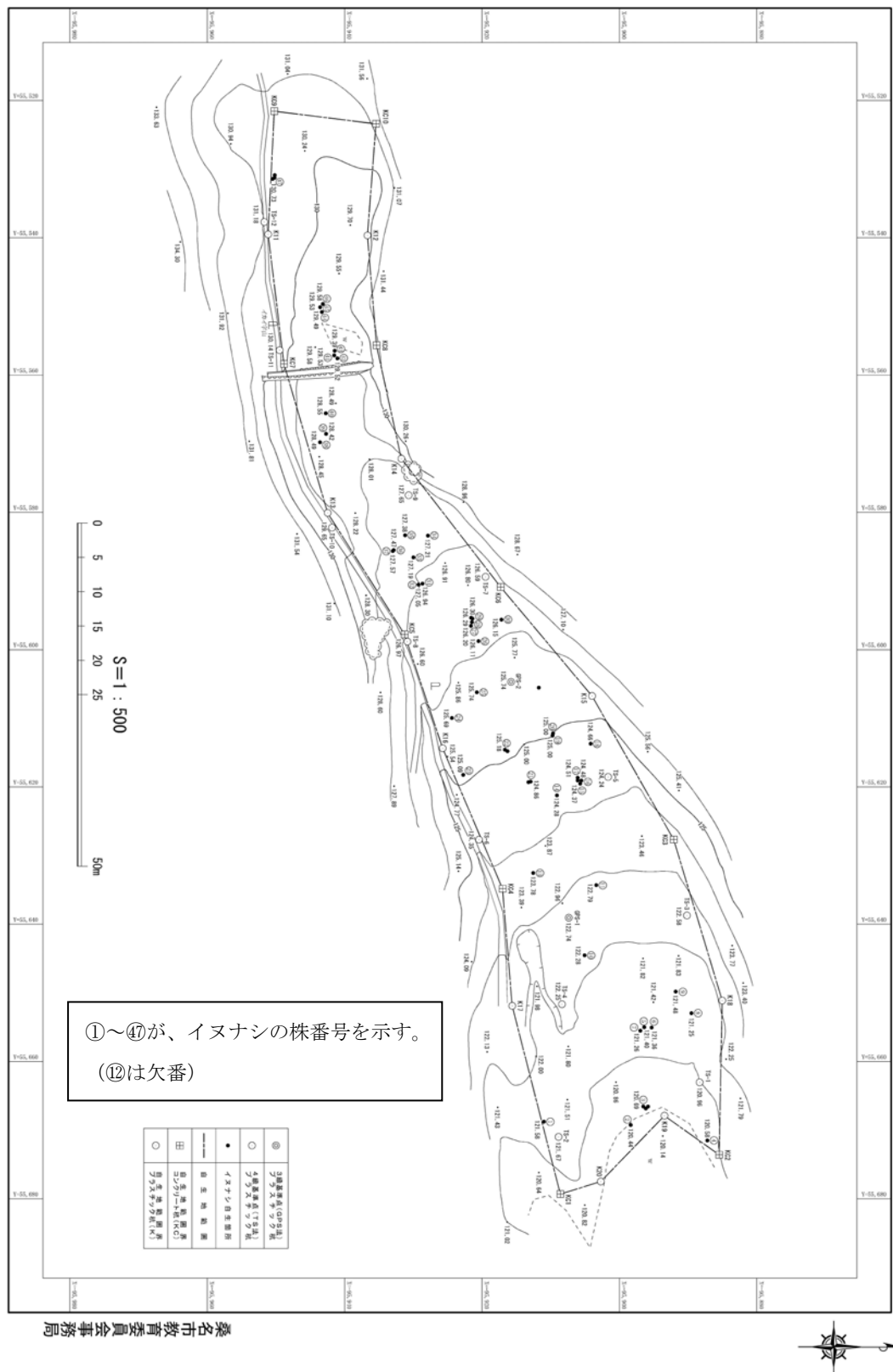
イヌナシは、日本国内において天然更新が可能な場所は数少なく、多度はその内の一つである。多度のイヌナシ自生地は、他地域に先んじて様々な調査を行ってきており、日本においてイヌナシ (マメナシ) を将来にわたって保存していくための試金石とも言える場所である。その大きな使命を背負って今後も保護を行い、地域の、そして日本の貴重な文化財として守っていく必要がある。

平成 16 (2004) 年から始まった保全活動は、地権者の加納昭夫氏の全面的なご協力の下、実施してきた。そして、これまでに 1,000 人を超えるボランティアの方々が参加している。地域の方々とこの文化財の「かけがいのない価値」を共有し、地域の大切な財産として、共にイヌナシ自生地の保護を進めていくことが大切である。

【参考文献】

- 池谷祐幸 (2003A) 日本の絶滅危惧樹木シリーズ (9) - マメナシ - . 林木の育種 209: 23-25.
- 池谷祐幸 (2003B) マメナシは長野県には分布しない. 植物研究雑誌 78(3): 177-178.
- 石原則義 (2014) 小幡緑地本園のマメナシ自生地の保全と保護の現状. なごやの生物多様性. 1
- 伊藤武夫 (1932) 三重県植物誌. 上・下巻 三重県植物誌発行所.
- 員弁高等学校生物部 (1950) 桑員植物目録.
- 今井淳・加藤珠里・向井譲 (2008) 「絶滅危惧種マメナシにおける遺伝構造の解明」. 第 119 回日本森林学会大会講演要旨集.
- 植田邦彦 (1989) 東海丘陵要素の植物地理. 植物分類・地理 40: 190-202.
- 葛山博次 (1969) 三重県多度山の植物相と植物群落. HIKOBIA 5: 3-4.
- 葛山博次 (1999) 多度のイヌナシ自生地. 多度の自然. 323.
- 葛山博次 (2004) 桑名市多度町イヌナシ自生地の保全について. 三重自然誌. (8/9/10): 38-40.

- 葛山博次(2006)桑名市多度町のイヌナシ自生地保全整備作業報告. 未発表.
- 葛山博次(2013)国指定天然記念物「多度のイヌナシ自生地」の保全活動報告. 自然誌だより三重自然誌の会情報誌. 96.
- 加藤珠理・今井淳・西岡理絵・向井譲(2014)希少種マメナシの地理的遺伝構造の評価. 森林遺伝育種. 3-1.
- 川添護(1992)多度のイヌナシ自生地. 三重県の天然記念物. p61. 三重生物教育会.
- 北村四郎・村田源(1979)原色日本植物図鑑(木本編Ⅱ). 545 pp. 保育社
- Koidzumi, G. (1913) *Conspectus Rosacearum Japonicarum sive Monographia Rosacearum*. J. Coll. Sci. Univ. Tokyo v34 art2: pp.1-32
- 佐竹義輔・原寛・亙理俊次・富成忠夫(1989)日本の野生植物(木本1). 321 pp. 平凡社
- Decaisne, P. J. (1872) *Le Jardiu Fruitier du Museum ou iconographic de toutes les espèces et variétés d'arbres fruitiers cultivés dans cet etablisement avec leur description, leur histoire, leur synonymie, etc.* Paris. 1:subt.8
- Makino, T. (1908) Observations on the flora of Japan. Bot. Mag. Tokyo 23: 63-72.
- Matsumura, J. (1912) *Index Plantarum Japonicarum* 2(2): 208.
- 牧村郁弥(2013)「マメナシ局所個体群における繁殖に係わる生態的・遺伝的要因の解析」
岐阜大学大学院応用生物科学研究科 修士論文
- 向井譲(2010)周伊勢湾地域におけるイヌナシの遺伝的考察. 三重県指定天然記念物多度のイヌナシ自生地保護計画. pp.26-27. 桑名市教育委員会.
- 文化庁文化財部[監修](2010)月刊文化財 564: 16-17.
- 矢頭献一(1969)イヌナシ(バラ科). 三重生物 19: 1.
- Yokoi, H. (2006)まめなしの部屋 まめなしを学術的に論じてみよう.
<http://www5a.biglobe.ne.jp/~yokoi/mame/mame.htm>



桑名市教育委員会事務局



資料① 多度のイヌナシ自生地地形測量図
(桑名市多度町多度字八壺谷 1740 番地 1 の内、3182.22 m²)

資料② 国指定天然記念物現状変更申請の様式

平成 年 月 日

文化庁長官 あて

住所

氏名

天然記念物「多度のイヌナシ自生地」の現状変更について（申請）

このことについて、別添のとおり許可申請書を提出いたしますので、文化財保護法第125条第1項の規定による許可をお願いします。

（以下別紙）

現状変更許可申請書

1. 指定文化財の種別・名称 天然記念物 多度のイヌナシ自生地
2. 指定年月日 平成22年8月5日
3. 史跡、名勝又は天然記念物の所在地 三重県桑名市多度町多度字八壺谷
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 権限に基づく占有者の指名又は名称及び住所
6. 管理団体がある場合は、その氏名及び事務所の所在地
7. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
10. 現状変更等の内容及び実施の方法
11. 現状変更等により生ずべき物件の滅失もしくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
12. 現状変更等の着手及び終了の予定時期
13. 現状変更等に係る地域の地番
14. 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
15. その他参考となるべき事項

特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請書に関する規則第1条に基づいて作成してください。また添付書類等は第2条に基づいて添付してください。

資料③ 国指定天然記念物現状変更完了報告の様式

平成 年 月 日

文化庁長官 あて

住所

氏名

天然記念物「多度のイヌナシ自生地」の現状変更（〇〇）の終了報告について

平成 年 月 日付け 受庁財第 号の 号で許可を受けた現状変更について、別添のとおり終了しましたので報告します。

(以下別紙)

現状変更終了報告書

1. 指定文化財の種別・名称 天然記念物 多度のイヌナシ自生地
2. 指定年月日 平成 22 年 8 月 5 日
3. 史跡、名勝又は天然記念物の所在地 三重県桑名市多度町多度字八壺谷
4. 所有者の氏名又は名称及び住所
5. 権限に基づく占有者の指名又は名称及び住所
6. 管理団体がある場合は、その氏名及び事務所の所在地
7. 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在
9. 施工者の氏名
10. 施工完了年月日
11. 現状変更等の内容及び実施の方法
12. 添付書類

資料④ 特別地域内木竹伐採許可申請書の様式

特別地域内木竹伐採許可申請書

平成 年 月 日

三重県知事 様

申請者 住 所

氏 名 印

三重県立自然公園条例第 16 条第 4 項の規定により水郷県立自然公園の特別地域内における木竹の伐採の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目的	天然記念物「多度のイヌナシ自生地」保全管理のため	
行為地	三重県桑名市多度町多度字八壺谷 1740 番地 1	地目
		山林
林況	林種	
	樹種	
	林齢	
	森林全面積	
	総蓄積	
施行方法	伐採種別	
	伐採面積	
	伐採樹種	
	樹齢	
	胸高直径	
	伐採材積歩合	
	伐採設備	
	伐採跡地の取扱	
予定期日	着手	平成 年 月 日
	完了	平成 年 月 日
備考		

- 備考 (1)申請文の「 公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。
 (2)「伐採種別」欄には、主伐（単木択伐、塊状択伐）、間伐の別を記入すること。
 (3)「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
 (4)不要の文字は、抹消すること。

資料⑤ 特別地域内木竹伐採許可申請 行為等完了報告書の様式

行 為 等 完 了 報 告 書

三重県立自然公園条例の規定により許可等を受けた行為（工事）等を完了したので、次のとおり報告します。

平成 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

印

三重県知事あて

許可等を受けた年月日	平成 年 月 日
許 可 等 の 番 号	三重県指令四農環 第 号の
行為の種類及び内容等	
行為等の完了年月日	平成 年 月 日
備 考	

（注）行為等の完了後速やかに、本報告書 1 部に行為中及び行為後の写真等を添付し、提出してください。

資料⑥ 法令

○文化財保護法（抄）

（昭和25年5月30日：法律第214号）

最終改正：平成26年6月13日法律第69号

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（途中略）

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（中略）

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第百九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

（中略）

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

（後略）

○文化財保護法施行令（抄）（昭和50年9月9日政令第267号）

最終改正：平成28年3月25日政令第78号

（中略）

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第5号に掲げる事務(法第92条第1項の規定による届出の受理及び法第94条第1項又は第97条第1項の規定による通知の受理を除く。)を行うことを妨げない。

(中略)

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第1号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第百十五条第一項に規定する管理団体(以下この条において単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条において「管理計画」という。)を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。)内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。

一、次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で2年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第115条第1項(法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

- ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）
- チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取
- リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
- ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
- ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
- ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等
- 二 法第130条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第百125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。）
- 5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
- 6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 7 第4項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 8 文化庁長官は、第4項第1号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

（後略）

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）

最終改正：平成27年12月21日

文部科学省令第36号

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第125条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第184条第1項第2号及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 10 現状変更等の内容及び実施の方法
- 11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 12 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 13 現状変更等に係る地域の地番
- 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 15 その他参考となるべき事項

(中略)

(終了の報告)

第三条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第184条第1項第2号及び令第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 2 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を求めようとする場合には第1条及び第2条の規定を、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を受けた場合には第3条の規定を準用する。

- 2 法第168条第3項で準用する法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

（管理計画）

第六条 令第5条第4項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 管理計画を定めた教育委員会
- 5 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 6 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 7 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 8 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

（市の区域に係る事務の処理の開始の公示）

第七条 令第5条第7項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 1 令第5条第4項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨
- 2 令第5条第4項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則
（抄）

（昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号）最終改正：平成17年3月28日
文部科学省令第11号

(中略)

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第6条 法第118条、第120条及び第172条第5項で準用する法第33条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
- 8 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 10 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響
- 11 滅失、き損等の事実を知った日
- 12 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(後略)

○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号) 最終改正：平成17年3月28日
文部科学省令第11号

(復旧の届出)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第127条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
 - 8 復旧を必要とする理由
 - 9 復旧の内容及び方法
 - 10 復旧の着手及び終了の予定時期
 - 11 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
 - 12 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。
- 1 設計仕様書
 - 2 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
 - 3 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書

(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第2条 前条第1項の届出の書面又は同条第2項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第3条 法第127条第1項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第4条 法第127条第1項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 法第118条又は第120条で準用する法第35条第1項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 2 法第122条第1項又は第2項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 3 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第5条 法第167条第1項第5号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第1条から第3条までの規定を準用する。

- 2 法第167条第1項第5号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 1 法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
 - 2 法第169条第1項第2号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

○三重県立自然公園条例（抄） （昭和３３年３月３１日：三重県条例第２号）

最終改正：平成２４年３月２７日三重県条例第３０号

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もつて県民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 三重県立自然公園 県内にある優れた自然の風景地（国立公園若しくは国定公園又は自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域の区域を除く。）であつて、知事が第五条の規定により指定するものをいう。
- 2 公園計画 三重県立自然公園（以下「県立公園」という。）の保護又は利用のための規制又は施設に関する計画をいう。
- 3 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、県立公園の保護又は利用のための施設で知事が定めるものに関するものをいう。

（県等の責務及び協働）

第三条 県、事業者及び県立公園の利用者は、三重県環境基本条例（平成七年三重県条例第三号）第三条に定める環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

- 2 県は、県立公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、県立公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、県立公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。
- 3 県は、市町に対し、第一項の基本理念にのっとり、県と協働して優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように努めることを求めるものとする。

（中略）

（指定）

第五条 県立公園は、知事が、関係市町及び三重県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

- 2 知事は、県立公園を指定する場合には、その旨及びその区域を三重県公報（以下「県公報」という。）で公示しなければならない。
- 3 県立公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生じる。

（中略）

第三章 保護及び利用

(特別地域)

第十六条 知事は、県立公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に特別地域を指定することができる。

- 2 知事は、特別地域の指定又はその区域の拡張をしようとするときは、国の関係地方行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 第五条第二項及び第三項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。
- 3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為（第五号に掲げる行為を除く。）若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為若しくは第七号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。
 - 一 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
 - 二 木竹を伐採すること。
 - 三 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。
 - 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
 - 五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
 - 六 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺一キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。
 - 七 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。
 - 八 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。
 - 九 水面を埋め立て、又は干拓すること。
 - 十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。
 - 十一 高山植物その他の植物で知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。
 - 十二 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。
 - 十三 山岳に生息する動物その他の動物で知事が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
 - 十四 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

- 十五 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。
- 十六 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。
- 十七 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
- 十八 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

(後略)

○三重県自然環境保全条例（抄）（平成15年3月17日三重県条例第2号）

最終改正：平成25年12月27日三重県条例第89号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、三重県環境基本条例（平成七年三重県条例第三号）の理念にのっとり、多様な自然環境の保全、生物の多様性の確保、自然とのふれあいの確保その他自然環境の適正な保全に関する施策を総合的に推進することにより、自然と人との共生を実現し、もって広く県民が自然環境の恵沢を享受するとともに将来の県民にこれを継承できるようにすることを目的とする。

(県等の責務及び協働)

第二条 県、事業者及び県民は、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

2 県は、市町に対し、県と協働して自然環境の適正な保全が図られるように努めることを求めるものとする。

(中略)

第四章 生物の多様性の確保

第一節 生物の多様性の確保に関する施策

(生物の多様性の確保に関する施策)

第十七条 県は、野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況等の把握、希少野生動植物の種の保護その他の生物の多様性の確保に関する施策を講ずるものとする。

第二節 三重県指定希少野生動植物種の指定

(三重県指定希少野生動植物種の指定)

第十八条 知事は、県内に生息し、又は生育する絶滅のおそれのあるものとして次の各号のいずれかに該当する野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）のうち、特に保護する必要があると認める種を三重県指定希少野生動植物種（以下「指定希少野生動植物種」という。）として指定することが

できる。

一 種の存続に支障を及ぼす程度にその種の個体の数が著しく少ない野生動植物

二 その種の個体の数が著しく減少しつつある野生動植物

三 その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつある野生動植物

四 その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつある野生動植物

五 前各号に掲げるもののほか、その種の存続に支障を及ぼす事情がある野生動植物

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、規則で定める基準に適合する場合にすることができる。

3 指定は、指定に係る指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針を定めてするものとする。

4 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、三重県自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、指定に係る指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針の案（次項及び第七項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。

7 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

8 知事は、指定をするときは、その旨並びに指定に係る指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針を告示しなければならない。

9 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生じる。

10 知事は、指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないと認めるときは、指定を解除しなければならない。

11 第四項、第八項及び第九項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。
この場合において、第八項中「その旨並びに指定に係る指定希少野生動植物種及びその種の保護に関する指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定希少野生動植物種」と、第九項中「前項」とあるのは「第十一項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（中略）

（捕獲等の届出）

第二十条 指定希少野生動植物種の生きている個体（飼育し、若しくは栽培している個体又は繁殖させた個体を除く。以下同じ。）の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」

という。)をしようとする者は、あらかじめ、知事に規則で定める事項を届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があった場合において、届出に係る捕獲等が第十八条第三項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対して、届出に係る捕獲等をする 것을 禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとることを命じることができる。
- 3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して三十日（三十日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して六十日を超えない範囲内で知事が定める期間）を経過した後又は第五項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。
- 4 知事は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知しなければならない。
- 5 届出をした者は、届出をした日から起算して三十日（第三項の規定により知事が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る捕獲等に着手してはならない。ただし、知事が指定希少野生動植物種の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。
- 6 次の各号に掲げる場合の捕獲等については、第一項の規定は、適用しない。
 - 一 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合
 - 二 法令で捕獲等が制限されているものとして第十八条第三項の指針に定める場合（中止命令等）

第二十一条 知事は、前条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する捕獲等をした者又は同条第二項の規定による命令に違反した者に対し、その行為が第十八条第三項の指針に適合しないものであるときは、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他指定希少野生動植物種の保護のため必要な措置をとることを命じることができる。

○桑名市文化財保護条例（抄）

（平成16年12月6日桑名市条例第187号）

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）及び三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号。以下「県条例」という。）の規定に基づき指定を受けた文化財以外の文化財で、市内に存するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化の向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（中略）

（管理又は修理の補助）

第 1 1 条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事由がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めたときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第 1 2 条 市は、前条第 1 項の規定による補助金の交付を受ける所有者又は管理団体が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者又は管理団体に対し、既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に関し条例又は教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (3) 前条第 2 項の補助の条件に従わなかったとき。

第 1 3 条 教育委員会は、市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認められるときは、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 教育委員会は、市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めたときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前 2 項の規定による勧告に基づいて行う措置又は修理のために要する費用は、予算の範囲内で市の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により市が費用を負担する場合には、第 1 1 条第 2 項及び前条の規定を準用する。

(現状変更等の制限)

第 1 5 条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第 1 項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 教育委員会は、第 1 項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、許可に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消

することができる。

(修理の届出等)

第 16 条 所有者又は管理団体は、市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第 11 条第 1 項の規定による補助金の交付、第 13 条第 2 項の規定による勧告又は前条第 1 項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の保存のため必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に関し、技術的な指導及び助言を与えることができる。

(中略)

第 5 章 桑名市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第 32 条 教育委員会は、市内に存する記念物（法第 109 条第 1 項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び県条例第 35 条第 1 項の規定により三重県指定史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを桑名市指定史跡、桑名市指定名勝又は桑名市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定には、第 4 条第 2 項から第 6 項までの規定を準用する。

(解除)

第 33 条 教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が、市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市指定史跡名勝天然記念物が法第 109 条第 1 項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定を受けたとき、又は県条例第 35 条第 1 項の規定による三重県指定史跡、名勝又は天然記念物の指定を受けたときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

3 第 1 項の規定による指定の解除には、第 5 条第 2 項の規定を、前項の場合には、第 5 条第 4 項の規定を準用する。

4 前項の規定による指定の解除には、第 5 条第 5 項の規定を準用する。

(標識の設置)

第 34 条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会の定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界線、囲柵その他の施設を設置するものとする。

2 前項の規定により標識、説明板、境界線、囲柵その他の施設を設置する場合には、第 11 条及び第 12 条の規定を準用する。

(土地の所在等の異動の届出)

第 35 条 所有者（第 37 条で準用する第 6 条第 2 項の規定により選任した管理責任者又は

第 37 条で準用する第 7 条第 1 項の規定による指定を受けた管理団体がある場合は、その者）は、市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（現状変更等の制限）

第 36 条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合は、第 15 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。
（市指定史跡名勝天然記念物に関する準用規定）

第 37 条 第 6 条から第 9 条まで、第 11 条から第 14 条まで、第 16 条、第 19 条及び第 20 条の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

○桑名市文化財保護条例施行規則

（平成 16 年 12 月 6 日桑名市教育委員会規則第 38 号）

（中略）

（滅失、損傷等の届出）

第 9 条 条例第 9 条（条例第 30 条及び第 37 条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、指定有形文化財滅失（損傷・亡失・盗難）届出書（様式第 12 号）によるものとする。

（中略）

（現状変更等の許可申請等）

第 12 条 条例第 15 条第 1 項及び条例第 36 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、現状変更等許可申請書（様式第 14 号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 許可申請者が、前項の許可申請書に記載した内容を変更しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 許可申請者は、当該許可に係る現状の変更等が完了したときは、速やかに現状変更等完了報告書（様式第 15 号）を教育委員会に提出しなければならない。

（維持の措置の範囲）

第 13 条 条例第 15 条第 2 項及び条例第 36 条第 2 項の規定による維持の措置の範囲は、次に掲げる場合とする。

(1) 桑名市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）、桑名市指定史跡、桑名市指定名勝又は桑名市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」という。）

が損傷している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該市指定有形文化財又は市指定史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状（指定後において、現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為について許可を受けたものにあつては、当該現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為が完了した後の原状）に復するとき。

- (2) 市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財及び市指定史跡名勝天然記念物が損傷し、又は滅失している場合において、当該損傷又は滅失の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- (3) 市指定史跡名勝天然記念物の一部が損傷し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（修理の届出等）

第14条 条例第16条第1項（条例第30条及び第37条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、指定有形文化財修理届出書（様式第16号）によるものとする。

- 2 条例第16条第1項（条例第30条及び第37条において準用する場合を含む。）の規定により届出を行った者が前項の届出書に記載した内容を変更しようとするときは、教育委員会に届け出なければならない。
- 3 条例第16条第1項（条例第30条及び第37条において準用する場合を含む。）の規定により届出を行った者が届出に係る修理が完了したときは、速やかに指定有形文化財修理完了報告書（様式第17号）を教育委員会に提出しなければならない。

（後略）

○桑名市環境基本条例（平成16年12月6日条例第110号）

最終改正：平成25年1月24日条例第2号

（中略）

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全と改善に関する基本理念を定め、市、市民、市民団体及び事業者（市内において事業活動を行う者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることによって、総合的かつ計画的な施策を推進することをもって、現在及び将来の市民の安全、健康で文化的な生活の確保及び福祉の増進に資することを目的とする。

（中略）

（基本理念）

第3条 良好な環境の保全と改善は、自治と協働の精神をもって、全ての者の参加と、環境の恵みを平等に分ち合うための公平な役割分担の下に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全と改善は、天然資源の有限性及び自然環境の復元能力の限界性をよく認識し、持続的発展が可能な環境への負荷の少ない資源節約・循環型社会が構築される

ように行われなければならない。

- 3 良好な環境の保全と改善は、真に豊かな文化と歴史ある環境及び安全に安心して暮らせる生活と福祉の環境を確保し、将来の世代に維持継承されるように行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全と改善は、微妙な均衡の下に成立する生態系の中で多様な野生動植物が共に生きていることを深く自覚し、人と自然の共生が実現されるように行われなければならない。
- 5 地球環境保全は、健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での緊急の課題であり、わたしたちの営みが国際的な相互依存関係にあることを認識し、国際的な環境管理に準じて推進されなければならない。

（市の責務）

- 第4条 市は、前条に定める良好な環境の保全と改善に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民、市民団体及び事業者の参加の下に、基本的かつ総合的な施策を実施する責務を有する。
- 2 市は、基本理念にのっとり、自然的社会的条件に応じた施策を実施する責務を有する。
 - 3 市は、基本理念にのっとり、多様な環境を共有する地域自治体と環境に関する施策の調整及び協働を図り、その施策を実施するものとする。

（市民の責務）

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は基本理念にのっとり、自ら良好な環境の保全と改善に努めるとともに、市が実施する施策に参加及び協力する責務を有する。

（市民団体の責務）

- 第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動に関し、市民が平等に参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実を図るように努めるものとする。
- 2 市民団体は、環境保全活動を積極的に推進するとともに、市が行う良好な環境の保全と改善に関する施策並びに市民及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

（後略）

国指定天然記念物

多度のイヌナシ自生地保護計画

発 行 桑名市役所総務部文化課
〒511-8601 三重県桑名市中央町2丁目37番地
編集・印刷 株式会社地域環境計画名古屋支社
〒465-0036 愛知県名古屋市名東区藤里町40-1
発行日 平成29（2017）年3月31日
